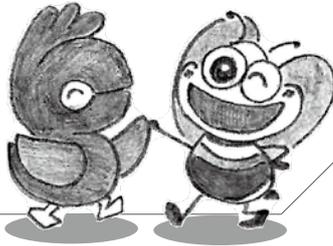


第2回 高額療養費の変更

保健医療課国保年金係 ☎ 0824-73-1158

こんにちは！ショーショー
鳥と腹ハッチーです。
今月は、前回お伝えした国保
改革のうち、高額療養費の
変更についてお伝えします。



ハッチー、高額療養費ってどういう制度わかる？



うん！
同じ月内でかかった医療費の自己負担額が高くなったときに、申請をすると自己負担限度額を超えた部分があとから返ってくるんだよね。

その自己負担限度額は世帯の所得によって区分されているんだけど、来年1月から70歳未満の方の区分が次のとおり変わるんだよ。



70歳未満の自己負担限度額区分	平成26年12月まで		平成27年1月から	
	所得区分	自己負担限度額(月額)	所得区分	自己負担限度額(月額)
70歳未満の自己負担限度額区分	所得600万円超	150,000円+ (総医療費-500,000円)×1% <83,400円>	901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% <140,100円>
	所得600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% <44,400円>	600万円超～901万円	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% <93,000円>
	住民税非課税世帯	35,400円 <24,600円>	210万円超～600万円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% <44,400円>
			210万円以下	57,600円 <44,400円>
			住民税非課税世帯	35,400円 <24,600円>

※70歳から75歳未満の方は、これまでと区分は変わりませんが、「一般」の判定方法が変わり、平成27年1月から新たに70歳となる被保険者がいる課税世帯は、70歳から75歳未満の国保被保険者の所得の合計が210万円以下である場合も「一般」と判定されます。
※<>は多数回該当。過去1年間で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の額

事前に病院に提示すれば、病院での請求額が自己負担限度額までとなる認定証もあるんだよね。



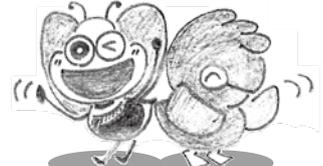
そう、よく知ってるね。認定証は、あらかじめ市役所で手続をすれば、すぐに交付されるんだよ。



その認定証の交付を受けている方で70歳未満の方には、来年1月から使用できる認定証を12月末までに郵送でお送りしますので、ご確認ください。



次回は庄原市国保の現状をお伝えします。



● 1月から出産育児一時金の支給額が変更されます ●

健康保険などの加入者が出産したときに支給される出産育児一時金が次のとおり変更されます。

	12月まで	1月から
国内の分娩機関での通常分娩による出産 (産科医療保障制度※未加入機関は除く)	42万円 内 制度掛金3万円	42万円 内 制度掛金1万6千円
妊娠22週未満の出産、海外での出産など (産科医療保障制度対象外の出産)	39万円	40万4千円

※産科医療補償制度とは、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性まひとなった小児に補償金が支払われる制度です。